

令和5年9月第7回室戸市議会定例会会議録（第1号）

1. 日 時 令和5年9月8日（金）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 久保田 浩	2番 池 田 教 子	3番 河 本 竜 二
4番 竹 中 真智子	5番 田 渕 信 量	6番 竹 中 多津美
7番 澤 山 保太郎	8番 亀 井 賢 夫	9番 小 椋 利 廣
10番 脇 本 健 樹	11番 山 本 賢 誓	12番 町 田 又 一

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 谷 村 直 人
事務局次長兼班長 山 本 ゆかり
議 事 班 主 任 村 田 茉 莉
議 事 班 主 事 補 吉 村 涼 太

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 植 田 壯一郎	副 市 長 黒 岩 道 宏
総務課長併選挙管理委員会事務局長 濱 田 亮 士	まちづくり推進課長 福 留 裕 治
財産管理課長 戎 井 健	税 務 課 長 西 村 城 人
市 民 課 長 濱 吉 剛 史	こども子育て支援課長 辻 さおり
保健介護課長 正 木 亜 弥	人権啓発課長 田 渕 由 加
産業振興課長併農業委員会事務局長 山 崎 桂	建設土木課長 川 崎 州
観光ジオパーク推進課長 大 西 亨	防災対策課長 西 岡 佳 久
健康医療政策課長 松 下 善 徳	会計管理者兼会計課長 上 松 富士樹
福祉事務所長補佐 山 下 智 之	教 育 長 百 田 貴 昌
教育次長兼学校教育課長 山 本 康 二	生涯学習課長 和 田 美紗子
水道局長 中 屋 秀 志	消 防 長 多 田 周 平
監査委員事務局長 江 口 祐 介	

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 監査委員の選任について

日程第4 議案第2号 室戸市一般職の職員の給与に関する条例及び室戸市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

- 日程第5 議案第3号 室戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第4号 室戸市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第5号 室戸市火災予防条例の一部改正について
- 日程第8 議案第6号 令和5年度室戸市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第9 議案第7号 令和5年度室戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第8号 令和5年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第9号 高知県広域食肉センター事務組合の解散について
- 日程第12 議案第10号 高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について
- 日程第13 認定第1号 令和4年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 令和4年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第3号 令和4年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第4号 令和4年度室戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第5号 令和4年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第6号 令和4年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第7号 令和4年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第8号 令和4年度室戸市水道事業会計決算の認定について
- 日程第21 総務文教委員会管内視察における所管事務調査結果について
- 日程第22 産業厚生委員会管内視察における所管事務調査結果について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第22まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開会、開議

○議長（町田又一君） おはようございます。

ただいまから令和5年9月第7回室戸市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

なお、執行部から、森岡福祉事務所長が病気療養のため、9月11日まで欠席届が出ております。代わりまして、山下福祉事務所長補佐が出席をいたしております。

次に、6月定例会以降、閉会中の主な議会活動について御報告をいたします。

7月5日、執行部とともに議長が国土交通省四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所に要望活動を行いました。

7月6日、第73回社会を明るくする運動推進委員会に議長が出席をいたしました。

同じく7月6日、執行部とともに議長が高知県に陳情を行いました。

7月6日から7日の2日間、産業厚生委員会が管内視察を行いました。

7月9日、第73回芸東消防連合会総合訓練大会に正副議長及び関係議員が出席をいたしました。

7月10日、議会だより編集のため、議会運営委員会が開会されました。

7月11日、「部落差別をなくする運動」強調旬間街頭啓発パレードに1名の議員が出席をいたしました。

7月11日から12日の2日間、総務文教委員会が管内視察を行いました。

7月13日、「部落差別をなくする運動」強調旬間記念講演会に3名の議員が出席をいたしました。

7月14日、一般国道55号・阿南安芸自動車道整備促進期成同盟会総会、高知東部自動車道整備促進期成同盟会総会、国道493号整備促進期成同盟会総会及び道路整備に関する勉強会が田野町で開催され、議長が出席をいたしました。

7月18日、ごめん・なはり線活性化協議会総会及び安芸広域市町村圏事務組合議会定例会が安芸市で開催され、議長が出席をいたしました。

7月21日、請願審査のため、産業厚生委員会が開会されました。

7月25日、総務文教委員会が開会されました。

7月26日、四国8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟による四国地方整備局への要望活動に、議長が出席をいたしました。

7月27日、市町村議会議員研修が高知市で開催され、5名の議員が参加をいたしました。

8月1日、四国8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟による関係省庁及び地元選出国會議員への要望活動に、議長が出席をいたしました。

同じく8月1日、請願審査のため、産業厚生委員会が開会されました。

8月7日、請願審査のため、産業厚生委員会が開会されました。

8月17日、総務文教委員会が開会されました。

8月18日、請願審査のため、産業厚生委員会が開会されました。

8月24日、第143回高知縣市議會議長会臨時総会が四万十市で開会され、正副議長が出席をいたしました。

8月28日、AMA地域連携推進協議会総会が開会され、議長が出席をいたしました。

8月31日、総務文教委員会が開会されました。

9月5日、9月定例会の会期及び日程等の協議のため、議会運営委員会が開会されました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（町田又一君） 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。山本議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長報告）

○議会運営委員会委員長（山本賢誓君） おはようございます。

令和5年9月第7回室戸市議会定例会を開会するに当たり、議会運営委員会委員長報告を行います。

9月5日午後2時から、議長出席の下、議会運営委員会を開会し、議長から諮問のありました会期及び日程等についての協議を行いました。

今期定例会に提案されております案件は、付議事件18件、うち条例関係4件、予算関係3件、その他2件、人事関係1件、認定関係8件となっております。

今議会の一般質問者は7名であり、その質問内容はお手元に配付の一般質問順序表のとおりでございます。

会期につきましては、お手元に配付の会期及び日程表のとおり、本日9月8日から9月28日までの21日間とすることに決定をいたしました。

会議時間につきましては、議事の進行状況によりまして時間延長もあり得ますので、それぞれ日程の消化につきましては、議員各位の御協力をお願いいたします。

次に、常任委員会委員長の報告について、請願の報告は口頭で行い、それ以外の報告は書面で行うことに決定をいたしました。

次に、お手元に配付してあります陳情書一覧表につきましては、原本の写しを議員控室に準備してあります。趣旨に賛同される議員がおいででしたら、申し出てください。

次に、市長から議案第1号監査委員の選任についてにつきまして、先議の申出がありました。

議案第1号監査委員の選任についてにつきましては、議員選任の監査委員の任期が地方自治法第197条の規定により、議員の任期によることとされており、4月29日をもって前任者の任期は満了しております。現在、同条ただし書の規定により、前任者が引き続き職務を行っているところですが、速やかに後任者を選任する必要があるため、開会日に審議の上、議決いただきたいとの申出でございました。

以上の取扱いにつきまして協議をした結果、本日委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行うことに決定をいたしました。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（町田又一君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（町田又一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において竹中真智子君及び亀井賢夫君を指名いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日8日から9月28日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決定をいたしました。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第3、議案第1号監査委員の選任についてから日程第20、認定第8号令和4年度室戸市水道事業会計決算の認定についてまで、以上18件を一括議題といたします。

ここで市長から行政報告の申出がありますので、これを許可いたします。

引き続き、報告事項並びに提案理由の説明を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 本日、令和5年9月第7回室戸市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席をいただきましてありがとうございます。

初めに、議案書に一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと存じます。既に差し替えさせていただいておりますが、今後はチェック方法を見直し、このようなことのないよう再発防止に努めてまいりますので、御了承賜りますようによりしくお願いをいたします。

それでは初めに、行政報告を申し上げます。

室戸小学校教諭の不適切指導等についてであります。

本年7月7日、室戸小学校3年生担任が放課後の加力指導を行っている際に、7名の児童に対し、机やロッカーを蹴り、児童の顎をつまみ上げるなど乱暴で威圧的な怒り方をし、その結果、4名の児童が担任の教諭が怖いからという理由で欠席をするようになりました。そのほかにも、7月6日の水泳学習の時間中に、泳いでいる児童のビート板を取り上げ、プールサイドにビート板を放り投げた事案が確認をされております。

また、同校校長がこうした案件を把握していたにもかかわらず、7月26日まで市教育委員会に報告をしておりませんでした。

児童へ恐怖心を与えるような行為は絶対にあってはならない行為です。子供たちの心身の健やかな成長に努めなければならない教員の行為により、子供たちに大きな精神的な苦痛を与え、保護者や市民の皆様の信頼を裏切ることになりましたことを、心よりおわびを申し上げます。誠に申し訳ありません。

今後は、再発防止に努めていくとともに、改めて全ての教職員が今回の事案を自分のこととして捉え、自らが所属する組織の問題として教育活動に取り組むことを通して、信頼回復に努めてまいりたいと存じます。

次に、令和5年度全国学力・学習状況調査結果についてであります。

本年4月に実施しました全国学力・学習状況調査結果で、本市の小学6年生の国語の正答率が、全国平均67.2%に対し70%、算数が62.5%に対し66%と、いずれも全国平均を上回る結果となりました。

また、中学校では、国語が69.8%に対し69%、数学が51%に対し52%、英語が45.6%に対し45%と、いずれも全国平均とほぼ同等の結果となっており、各学校が子供たちに育成すべき資質、能力を明確にした校内研修や授業改善に組織的に取り組んできた成果であると考えております。

今後におきましても、日々の授業改善や家庭学習のさらなる充実に向けた取組を通して、室戸市の子供たちの学力向上につなげてまいります。

次に、保育所及び小・中学校適正規模・適正配置についてであります。

室戸市保育所及び小・中学校適正規模・適正配置実施計画案の地域説明会を7月に佐喜浜、室戸、元、吉良川、羽根地区で開催するとともに、7月下旬から8月にかけて、要望のあった地区で保護者との意見交換会を開催しました。

参加者からは、地域に学校を残してほしい、いじめなどで学校に行けなくなった場合の選択肢がなくなる、通学時の安全対策、生徒数が減少する中では統合も必要である、災害から子供たちの命を守るためには移転が必要など、様々な御意見をいただきました。こうした御意見に加え、9月にはパブリックコメントを実施し、説明会に参加できなかった方など、より多くの方の御意見をお聞きすることとしております。

今後は、これらの意見も踏まえ、教育委員会及び総合教育会議での議論を経て、適正規模・適正配置の方向性を決めてまいります。

次に、8月27日に室戸高校を会場として、「誰でもセンセイ、誰でもセイトになれる学校ごっこ～おらんくの室戸大学サマーセミナー～」が開催されました。

室戸高校生、高知大学生及び関係者が協同で企画運営し、当日は33人の室戸市内外の方々が先生となり、合計37こまの授業が行われました。得意なことや好きなことを題材にして、誰でも先生になり、誰でもその授業を聞くことができる住民参加型の取組として実施され、県内はもとより四国においても初開催となりました。

今後におきましても、この住民参加型の取組を継続し地域の活性化に努めてまいりますので、御協力をよろしくお願いをいたします。

また、このたびの初サマセミの企画や運営に当たっていただきました関係者皆様に心より感謝を申し上げますとともに、2回、3回と発展されますよう努めてまいりますので、今後の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、市役所本庁舎の地震・津波対策についてであります。

本定例会に、本庁舎の整備方針決定の参考とするため、現庁舎を耐震補強・改修工事等を実施した場合の基本設計及び概算工事費の算出を行う業務の委託料を予算計上しており、この委託業務で算出された費用などを判断材料として、令和6年9月定例会をめぐり、現庁舎を耐震補強・改修工事等とするのか、移転建て替えとするのかを判断したいと考えております。

次に、室戸ユネスコ世界ジオパークのユネスコ再審査についてであります。

ユネスコ世界ジオパークの認定を受けている地域におきましては、4年に1度の再審査が義務づけられており、室戸ジオパークにおきましても、本年7月に4日間の日程で中国とベトナムの審査員による現地審査が行われました。9月4日、5日にモロッコで開催された評議会において、室戸ジオパークは再認定されました。

現地審査では多くの方々の御協力をいただき、審査員には好評をいただきました。改めて、室戸ジオパークの魅力は人であるとの評価を実感したところであります。

一方で、審査員による指摘も幾つかいただきましたが、中でも、人口減少が進む室戸市において、ジオパーク活動を通してチャレンジしてほしいといった、大変重要でスケールの大きな指摘もいただきました。

世界認定を受けて11年が経過する中、いま一度、日本で10地域、四国では唯一のユネスコ世界ジオパーク地域であることに室戸市民誰もが誇りを持っていただけるよう、様々な取組を行っていきたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願いをいたします。

次に、DMVについてであります。

世界初の本格営業運行が、阿佐海岸鉄道株式会社により、海陽町～東洋町間で令和3年12月よりスタートされ、土日祝日には本市の海の駅とろむまで運行いただいております。

先月8月30日に、海の駅とろむから奈半利駅まで延伸特別運行されました。

この路線の実現は、四国の東南部においても、また本市においても大変重要な公共交通となりますので、高知県、徳島県や沿線自治体を巻き込んだ支援協力を進めていく必要があると考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

次に、財政健全化法に基づく財政指標についてであります。

この件につきましては、今定例会において別冊で報告しているところでありますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字となっておりますので数値は出ておりません。また、実質公債費比率につきましては、交付税算入率の高い有利な市債発行に努めたことなどにより、前年度9.4%から8.6%に改善しております。将来負担比率については、将来負担額を各基金などの充当可能財源が上回っているため、数値は出ておりません。

いずれの数値におきましても早期健全化基準を下回っているところでございますが、今後、一層の財政健全化に努めてまいります。

提案理由の説明に先立ち、報告事項について申し上げます。

令和4年度財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して別冊のとおり報告いたします。

次に、今定例会に提案いたします案件は、条例関係4件、予算関係3件、その他2件、人事関係1件、認定8件の計18件であります。

以下、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号監査委員の選任について。

本案は、議員のうちから選任する監査委員に河本竜二氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号室戸市一般職の職員の給与に関する条例及び室戸市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行による新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第3号室戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

本案は、放課後児童健全育成事業に定めた国の通知が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第4号室戸市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について。

本案は、福祉医療費の助成の対象となる乳幼児等の年齢を18歳まで引き上げることにより、乳幼児等の保健の向上及び福祉の増進並びに子育て世帯の医療費負担の軽減を図るため、本条



例の一部を改正するものであります。

議案第5号室戸市火災予防条例の一部改正について。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正等に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第6号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第6号）について。

本案は、一般会計歳入歳出予算及び地方債の補正並びに繰越明許費の設定であります。

歳入は、繰越金等を一般財源とし、特定財源の国・県支出金及び市債等は、各事業に対する算定基準により補正しております。

歳出の主なものは、本庁舎耐震補強・改修工事等概算費用算出委託料2,382万6,000円、介護基盤整備等事業費補助金3,660万円、スジアオノリ等養殖施設屋根改修工事費1,710万5,000円、住宅耐震改修工事費補助金1,300万円の追加等でありまして、歳入歳出予算は、それぞれ1億5,685万7,000円を追加し、総額161億121万8,000円とするものであります。

繰越明許費は1件で、本庁舎耐震補強・改修工事等概算費用算出委託業務2,382万6,000円であります。

繰越の理由としましては、年度をまたがる業務期間を要する見込みであることから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、予算の繰越しを行うものであります。

また、地方債の補正は、過疎対策事業債、公共事業等債、公共土木施設現年単独災害復旧事業債、農地等現年補助災害復旧事業債及び臨時財政対策債について、事業に伴う限度額の変更を行うものであります。

議案第7号令和5年度室戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について。

本案は、事業勘定におきまして、標準報酬月額の時決定等に伴い職員の人件費について補正するものであり、一般会計繰入金を財源として、歳入歳出予算はそれぞれ13万4,000円を追加し、総額24億2,145万9,000円とするものであります。

議案第8号令和5年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について。

本案は、令和4年度介護給付費実績の確定に伴う国庫負担金返還金等について補正するものであり、介護給付費準備基金繰入金を財源として、歳入歳出予算はそれぞれ1億257万2,000円を追加し、総額25億3,508万9,000円とするものであります。

議案第9号高知県広域食肉センター事務組合の解散について。

本案は、令和6年2月29日をもって高知県広域食肉センター事務組合を解散することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について。

本案は、高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継を、関係市町村の協議により定めることについて、高知県広域食肉センター事務組合同規約第14条において準用する同規約

第13条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

認定第1号令和4年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和4年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和4年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和4年度室戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和4年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号令和4年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号令和4年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

以上認定7件は、令和4年度各会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

認定第8号令和4年度室戸市水道事業会計決算の認定について。

本認定は、令和4年度室戸市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以上、概略説明をいたしました但、詳細につきましては関係課長から補足説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

**○議長（町田又一君）** 次に、議会運営委員会委員長の報告にありましたように、議案第1号監査委員の選任については本日審議していただきたいと市長から要請がありましたので、ほかの議案に先立ち審議をすることといたします。

議案第1号監査委員の選任についてを議題といたします。

本案につきましては、河本竜二君の一身上の事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、河本竜二君の退席を求めます。

〔3番 河本竜二君 退席〕

**○議長（町田又一君）** 執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩をいたします。

午前10時34分 休憩

午前10時36分 再開

**○議長（町田又一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（町田又一君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 7番澤山です。

本案につきましては、反対するものではありません。

ただ、一言質疑したいのは、どうしてこんなに遅れたのかね。前任者は既に議員でなくなっているわけです。直ちに適当な議会で選任が提案されるべきであったと思うんです。もう何か月たっているか、半年ぐらいもいたずらに日が過ぎとるわけ。そのあたりの説明を市長からしてもらいたい。提案権は市長にあるんですから。お願いします。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 澤山議員の質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

質疑の内容は、なぜここまで遅れたのかといったことをございました。

さきの議会で、河本議員の御推薦をしようと準備していたものの、なかなか御賛同に至るような状況に私の感覚でよう行き着かなかったということで、一応提案を控えさせていただくことになりました。それからの後、町田議長さんや小椋副議長さんにもいろいろとアドバイスいただいたり御相談に乗っていただきながら、できるだけ速やかに監査委員の御提案ができるように努めてまいりましたけれども、結果としてこの議会ということになってしまいました。その間遅れましたことにつきましては、大変心からおわびを申し上げたいと思います。

どうかこのたびの河本竜二さんの御推薦に議会の皆様方の御賛同が得られますように、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（町田又一君） 澤山保太郎君の2回目の質疑を許可いたします。

○7番（澤山保太郎君） 河本さんを推挙されたということについては、それはそれで評価したいと思うんです。

ただ、たしか河本さんは、5月だったか、臨時議会のときにも提案を準備されてて、その資料を僕も見ただけけれど、それをどうしてそのまま提案しなかったのか。今日まで引き延ばすということは、本人にとっても非常に、何か事情があったのか、特別な事情があったのかというふうな危惧を持つわけよね、我々もそう感ずるわけで。だから、最初の段階でストレートに出してくれば、それで決まった可能性が強いわけで、彼自身それだけの経歴があり、実績があるわけですからね。そのあたりが、遅れたことをおわびしますというのは分かるんだけど、なぜ最初の提案を引っ込めたのか、それが私はおかしいなと思うんで、そのあたりの説明をしてもらいたいということなんです。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 澤山議員の2回目の質疑にお答えをしたいと思います。

なぜ提案を準備しながら引き下げるようなことになったのかの説明が求められたように受け止めました。

人事案件と申しますのは、澤山議員も御案内のとおり、私の立場から推薦する人事案件はできる限り議会議員の皆様方の御賛同を得て満場一致で御賛同いただけるような、そんな環境づ

くりは執行部一丸となって努めております。

さきに御提案をさせていただこうと準備した折には、そうした議会議員の皆さん方のいわゆる意向としてなかなか多くの賛同が得られないような感触になり、やむなく準備していた議案を一回引き下げさせていただいたといったのが背景でございますので、御理解賜りますようによろしくお願いをいたします。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田又一君) 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、日程第3、議案第1号監査委員の選任について行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田又一君) なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田又一君) なしと認めます。

これをもって日程第3、議案第1号についての討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第1号監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

監査委員に河本竜二君の選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(町田又一君) 起立全員であります。よって、河本竜二君の監査委員の選任については同意されました。

河本竜二君の入場を求めます。

〔3番 河本竜二君 入場〕

~~~~~

○議長(町田又一君) 次に、日程第21、総務文教委員会管内視察における所管事務調査結果についてを議題といたします。

ただいま議題となっております総務文教委員会委員長報告は、お手元に配付してあるとおりです。

お諮りいたします。

本案に関する委員長報告は、会議規則第39条第3項の規定により省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決しました。

この委員長報告に対し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第22、産業厚生委員会管内視察における所管事務調査結果についてを議題といたします。

ただいま議題になっております産業厚生委員会委員長報告は、お手元に配付してあります。

お諮りいたします。

本案に関する委員長報告は、会議規則第39条第3項の規定により省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決しました。

この委員長報告に対し質疑のある方の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、9月11日月曜日の日程は一般質問であります。

本日はこれにて散会をいたします。

お疲れさまでございました。

午前10時46分 散会